

特定非営利活動法人

R D A J a p a n

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人RDA Japan（登記上は特定非営利活動法人アールディーエージャパン）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都狛江市中和泉 5-39-15 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、イギリスRDAの理念に沿い、日本国内において心身に障害あるいはストレスを持っている人に乗馬や馬車操作の機会を提供し、健康や暮らしの質の向上をはかり、また、それを支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 子どもの健全育成を図る活動。
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる次の事業を行う。

- (1) 障害者乗馬の啓発・普及及び人材育成事業。
- (2) この法人と類似した目的及び理念を持つ活動組織の支援・協調事業。
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法（以下、「法」という）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、入会を希望する個人。
- (2) 学生個人正会員 この法人の目的に賛同し、入会を希望する学生個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を助成しようとする個人及び団体。
- (4) 団体会員 この法人の目的に賛同し、この分野（医療・福祉・馬）に関わる団体
- (5) 学生団体会員 この法人の目的に賛同し、学校から認められている団体で入会を希望する部、及びサークル

(正会員としての入会)

第7条 個人正会員、学生個人正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の活動に賛同し、この法人の活動を真摯に行うこと。
 - (2) この法人を利用して、営利活動、政治活動及び宗教活動は行わないこと。
 - (3) その他、この法人の秩序を乱すような行為は行わないこと。
- 2 正会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、この法人に申し込むものとする。
 - 3 この法人は、前項の申込があったときは、そのものが前項第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 この法人は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(その他の会員としての入会)

第8条

- 1 賛助会員・団体会員・学生団体会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) この法人を利用して、営利活動、政治活動及び宗教活動は行わないこと。
 - (2) その他、この法人の秩序を乱すような行為は行わないこと。
- 2 賛助会員・団体会員・学生団体会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、この法人に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第9条 第7条及び前条の承認を得た各会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 第6条に定める各会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) この法人が消滅したとき。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 第6条に定める各会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上20人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち理事長を1人、副理事長を3人以内とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときにはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産状況について意見を述べ、又は理事会の招集を請求する。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 第12条第1項の規定により除名されたとき。

2 役員を解任しようとするときは、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名

 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任または解任、職務に関する事項
 - (6) 入会金、会費に関する事項
 - (7) 長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 解散における残余財産の帰属
 - (9) その他この法人の運営に関する重要事項
- (総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のなかから選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項の規定の適用については出席した正会員とみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数

(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨付記すること)

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要(発言者の氏名及び要旨を含む)及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (2) 事務局の組織及び運営に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項。
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (5) その他総会の議決を要しない業務に関する事項。

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第16条第4項第5号に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、前条第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合には、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の規定の適用については、出席した理事とみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数

(書面又は電磁的方法による表決者の場合にあつては、その旨付記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要(発言者の氏名及び要旨を含む)及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産。

(2) 事業年度内における次に掲げる収入。

(ア) 会費等。

(イ) 寄附金品。

(ウ) 事業に伴う収入。

(エ) 資産から生ずる収入。

(オ) その他の収入。

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

(2) 財産目録、貸借対照表、収支計算書は、会計簿に基づいて、収支及び財産状態に関する真実な内容を明瞭に表示したのものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度開始ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出を充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び収支決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第52条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経たのち、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに

残存する財産は、特定非営利活動促進法の第11条第3項に規定する法人の中から、総会の議決を得て選択し、これに譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第58条 事務局員及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第60条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は理事長が委嘱する。

3 顧問は、総会及び理事会の諮問に応え、または会議に出席して意見を述べることができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 第43条(2)に規定する貸借対照表等の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

(役職)

(氏名)

理事長 本好 茂一

副理事長 吉永 みち子

専務理事 太田 恵美子

理事 奥村 まち子

理事 倉又 孝

理事 黒田 朋子

理事 小池 友子
理事 小滝 貴子
理事 新保 勝英

理事 鈴木 弘二
理事 十川 康弘
理事 中田 正子
理事 中本 有紀
理事 橋本 美智子
理事 長谷川 修
理事 原口 俊彦
理事 水谷 啓二
理事 宮内 康子
理事 谷知 庸一
理事 山崎 美和子
理事 吉成 みゆき
理事 若原 順子
監事 金田 京子
監事 草薨 長栄

(以上、理事 22 名、監事 2 名)

3 設立当初の役員任期は、第 17 条第 1 項の規程にかかわらず、2002 年（平成 14 年）の総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条にかかわらず設立総会の定めによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業計画は第 45 条の規程にかかわらず成立の日から 2001 年（平成 13 年）3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規程にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 0 円
年会費 3,000 円

(2) 賛助会員

入会金 0 円
年会費 一口 10,000 円（一口以上とし、上限は定めない）

